

所得拡大促進税制（雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除）に関するQ & A

- Q1** 外形標準課税における「所得拡大促進税制」とはどのような制度ですか？
- Q2** 当該制度の適用対象年度は、いつからいつまでですか？
- Q3** 当該制度の適用を受けるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか？
- Q4** 連結法人ですが、適用に当たっての要件に違いがありますか？
- Q5** 決算月を変更したため、基準事業年度と適用事業年度で月数が異なる場合、どのように計算しますか？
- Q6** 当該事業年度が設立1期目となりますが、当該制度は適用となりますか？
- Q7** 欠損のため、「法人税における所得拡大促進税制」の適用がありませんが、その場合でも、当該制度は適用となりますか？
- Q8** 法人税において、「雇用者の数が増加した場合の税額控除」を適用した場合でも、当該制度は適用となりますか？
- Q9** 付加価値額からの控除額の計算は、どのように行うのですか？
- Q10** 労働者派遣事業を行っている場合はどのように計算しますか？
- Q11** 控除額を計算するための様式はあるのですか？
- Q12** 収入金額課税事業を併せて行っている場合はどのように計算しますか？
- Q13** 仮決算による中間申告を行う場合に適用することはできますか？
- Q14** 付加価値額の計算における「報酬給与額」と、所得拡大促進税制における「給与等」に違いはありますか？

Q1

外形標準課税における「所得拡大促進税制」とはどのような制度ですか？

A. 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対する給与等支給額を規定の割合以上増加させる等一定の要件を満たす場合には、給与等支給額の増加分（雇用者給与等支給増加額）を付加価値割の課税標準から控除できるというものです。（地方税法附則9第13項～18項）

地方税法附則に規定されている控除の要件については、原則として、「法人税における所得拡大促進税制（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と同様の取扱いとなっています。（取扱通知4の2の17）

$$\boxed{\text{付加価値額}} - \boxed{\text{雇用者給与等支給増加額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{付加価値割の} \\ \text{課税標準} \\ \text{※マイナスの場合は零} \end{array}}$$

Q2

当該制度の適用対象年度は、いつからいつまでですか？

A. 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において、適用されます。ただし、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度においては、適用できません。（地方税法附則9第13項）

Q3

当該制度の適用を受けるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか？

A. 次のイ及びロの要件を満たす場合において、その法人の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が、下表の増加促進割合以上であるときに適用となります。（地方税法附則9第13項～15項）

これらの要件は、「法人税における所得拡大促進税制」と同様のものです。

なお、法人税と異なり当初申告要件はありません。また、法人税で青色申告書を提出する法人に限らず、青色申告書以外の申告書を提出する法人にも適用があります。

事業年度開始日	適用要件
平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで	イ 雇用者給与等支給額① ≥ 比較雇用者給与等支給額② ロ 平均給与等支給額③ > 比較平均給与等支給額④
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	イ 雇用者給与等支給額① ≥ 比較雇用者給与等支給額② ロ $\frac{\text{平均給与等支給額③} - \text{比較平均給与等支給額④}}{\text{比較平均給与等支給額④}} \geq 2\%$

適用事業年度ごとの増加促進割合と適用要件

事業年度	増加促進割合	適用要件
H27.4.1～H28.3.31開始事業年度	3%	$\frac{\boxed{\text{雇用者給与等支給増加額 ⑥}}}{\boxed{\text{基準雇用者給与等支給額 ⑤}}} \geq \text{増加促進割合}$
H28.4.1～H29.3.31開始事業年度	4%	
H29.4.1～H30.3.31開始事業年度	5%	

上記要件中の丸数字は、下表用語の定義を参照してください。

連結法人の場合の適用要件は、Q4を参照してください。

この制度に用いられる用語の定義は下表のとおりです。

	名称	内容	根拠条文
①	雇用者給与等支給額	適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される、国内雇用者に対する給与等の支給額	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項 3 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 2 項 3 号
②	比較雇用者給与等支給額	前事業年度の所得の計算上損金の額に算入される、前事業年度における国内雇用者に対する給与等の支給額	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項 6 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 2 項 6 号
③	平均給与等支給額	適用年度の継続雇用者に対する給与等の支給額を、当該継続雇用者の月ごとの延べ人数の合計で除した金額	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項 8 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 2 項 8 号
④	比較平均給与等支給額	前事業年度の継続雇用者に対する給与等の支給額を、当該継続雇用者の月ごとの延べ人数の合計で除した金額	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項 9 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 2 項 9 号
⑤	基準雇用者給与等支給額	基準事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される、基準事業年度における国内雇用者に対する給与等の支給額	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項 4 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 2 項 4 号
⑥	雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を差し引いた額	地方税法附則 9 条 13 項、14 項
⑦	国内雇用者	法人の使用人（役員、特殊関係者及び使用人兼務役員を除く）のうち、国内の事業所に勤務する雇用者をいう。（国内の事業所につき作成された賃金台帳に記載された者）	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項 1 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 2 項 1 号
⑧	基準事業年度	平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項 4 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 2 項 4 号
⑨	継続雇用者	適用年度及び前事業年度（の両方の年度）に（それぞれ一度以上）給与等の支給を受けた国内雇用者	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項 8 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 2 項 8 号

Q4

連結法人ですが、適用に当たっての要件に違いがありますか？

A. 「法人税における所得拡大促進税制」の適用単位は連結グループ全体（措置法 68 の 15 の 6）ですが、外形標準課税においては個々の連結法人ごとに適用となります。

このため、適用要件については、増加促進割合以上であることの判定、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であることの判定は個々の連結法人ごとの額で行います。

ただし、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、個々の連結法人ごと、又は、連結親法人及び連結子法人の合算額のいずれか一方が要件を満たしていればよいものとされています。（通知 4 の 2 の 17）

適用要件	判定
$\frac{\text{雇用者給与等支給増加額}}{\text{基準雇用者給与等支給額}} \geq \text{増加促進割合}$	個々の連結法人ごと
$\text{雇用者給与等支給額} \geq \text{比較雇用者給与等支給額}$	
$\frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2\% \quad ※$	個々の連結法人ごと もしくは 連結グループの合算

※H27. 4. 1～H29. 3. 31 開始事業年度は、平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額

Q5

決算月を変更したため、基準事業年度と適用事業年度で月数が異なる場合、どのように計算しますか？

A. 基準事業年度の月数と適用事業年度の月数が異なる場合には適用事業年度の月数に換算します。（租税特別措置法 42 の 12 の 5 第 2 項 4 号ロ、同項 6 号ロ）

その際、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。（租税特別措置法 42 の 12 の 5 第 3 項）

Q6

当該事業年度が設立1期目となりますが、当該制度は適用となりますか？

A. 新設法人には前事業年度がないことから、比較平均給与等支給額が0円となります。そのため、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度においては Q 3 の要件ロを満たさないことから、設立 1 期目には当該制度の適用はありません。

なお、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度においては以下のとおり取扱うことから、当該制度は適用となります。

適用要件	取扱い
$\frac{\text{雇⽤者給与等支給増加額}}{\text{基準雇⽤者給与等支給額}} \geq \text{増加促進割合}$	※1 ：雇⽤者給与等支給額の 70%に相当する金額とされています。(改正前租税特別措置法施行令 27 の 12 の 4 第 11 項 2 号)
$\text{雇⽤者給与等支給額} \geq \text{比較雇⽤者給与等支給額}$	※2 ：ないこととなります。
$\text{平均給与等支給額} > \text{比較平均給与等支給額}$	※3 ：1 円となります。 ※4 ：0 円となります。 (改正前租税特別措置法施行令 27 の 12 の 4 第 14 項～17 項)

Q7

欠損のため、「法人税における所得拡大促進税制」の適用がありませんが、その場合でも、当該制度は適用となりますか？

A. 当該事業年度が欠損であるため法人税における特別控除がない法人であっても、Q 3 又は Q 4 の要件を満たしていれば適用となります。(取扱通知 4 の 2 の 17)

Q8

法人税において、「雇⽤者の数が増加した場合の税額控除」を適用した場合でも、当該制度は適用となりますか？

A. 法人税では、「雇⽤者の数が増加した場合の税額控除」の適用を受ける事業年度は、「法人税における所得拡大促進税制」との重複適用はできないこととなっていました。平成 28 年度税制改正により、「雇⽤者の数が増加した場合の税額控除」の対象が限定されるとともに、重複適用が可能となります。

外形標準課税においてはいずれの事業年度においても、「法人税での所得拡大促進税制」の適用の有無にかかわらず、Q 3 又は Q 4 の要件を満たしていれば適用となります。(取扱通知 4 の 2 の 17)

なお、「法人税における所得拡大促進税制」において、「雇⽤者の数が増加した場合の税額控除」と重複適用した場合は「雇⽤者の数が増加した場合の税額控除」の適用の基礎となった増加雇⽤者に対する給与等支給額を除外する調整を行います。外形標準課税においては、そうした調整を行う前の雇⽤者給与等支給増加額を用いて計算を行います。

Q9

付加価値額からの控除額の計算は、どのように行うのですか？

A. 付加価値額からの控除額は次の計算式によります。

◆雇⽤安定控除額がない法人

$$\boxed{\text{雇⽤者給与等支給額}} - \boxed{\text{基準雇⽤者給与等支給額}} = \boxed{\text{雇⽤者給与等支給増加額}}$$

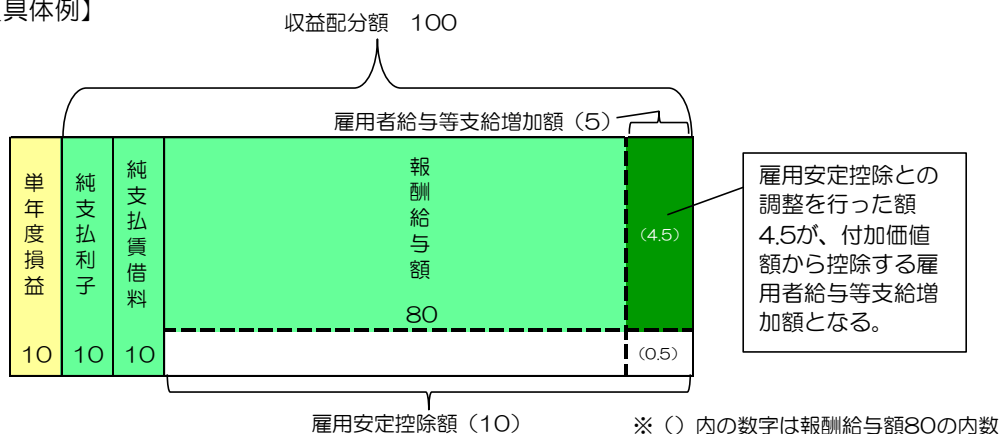
◆雇用安定控除がある法人

雇用安定控除額がある法人については、雇用安定控除と重複しないよう調整がされます。

$$\boxed{\text{雇用者給与等支給増加額 ※}} \times \left\{ \left(\boxed{\text{収益配分額}} - \boxed{\text{雇用安定控除額}} \right) \div \boxed{\text{収益配分額}} \right\}$$

※労働者派遣等をした法人、非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人については調整を行った後の雇用者給与等支給増加額となります。(Q10、Q12 参照)

【具体例】



①雇用安定控除額の算出：

$$\text{報酬給与額 (80)} - (\text{収益配分額 (100)} \times 70\%) = 10$$

②付加価値額から控除する調整後の雇用者給与等支給増加額の計算：

$$\text{雇用者給与等支給増加額 (5)} \times \{ (\text{収益配分額 (100)} - \text{雇用安定控除額 (10)}) \div \text{収益配分額 (100)} \} = 4.5$$

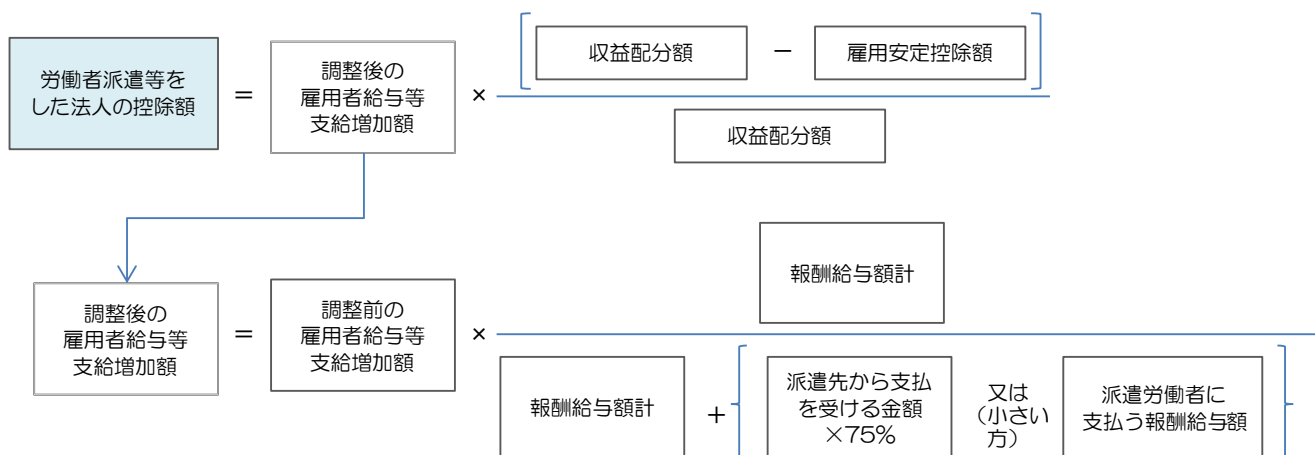
③課税標準となる付加価値額の計算：

$$\text{収益配分額 (100)} + \text{単年度損益 (10)} - \text{雇用安定控除額 (10)} - \text{雇用者給与等支給増加額 (4.5)} = 95.5$$

Q10

労働者派遣事業を行っている場合はどのように計算しますか？

A. 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき労働者派遣等をした法人の控除額は次の計算式によります。(地方税法附則9条16項)



Q11

控除額を計算するための様式はあるのですか？

A. 当該控除額を計算するため、新たな様式（第6号様式別表5の6「雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書」）が設けられました。

確定申告書等、もしくは控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書にこの明細書が添付されている場合に限り、この明細書に記載された金額を限度として控除が適用されます。（地方税法附則9条18項）

Q12

収入金額課税事業を併せて行っている場合はどのように計算しますか？

A. 収入金額課税事業又は非課税事業と所得等課税事業（外形標準課税対象事業）とを併せて行う法人の控除額は次の計算式によります。（地方税法附則9条17項）

なお、控除額の計算は、第6号様式別表5の6「2.労働者派遣等をした法人等の計算」欄の「非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人」及び「雇用安定控除額がある法人」を使用して行います。

◆雇用安定控除額がない法人

$$\boxed{\text{雇用者給与等支給増加額}} \times \frac{\boxed{\text{所得等課税事業に係る雇用者給与等支給額}}}{\boxed{\text{雇用者給与等支給額}}} = \boxed{\text{所得等課税事業に係る調整後の雇用者給与等支給増加額}}$$

※区分経理が困難な場合は、従業者数により按分します。（地方税法施行令附則6条の2第4項、第5項、取扱通知4の2の17）

◆雇用安定控除がある法人

$$\boxed{\text{所得等課税事業に係る調整後の雇用者給与等支給増加額}} \times \left\{ \boxed{\text{収益配分額}} - \boxed{\text{雇用安定控除額}} \right\} \div \boxed{\text{収益配分額}}$$

Q13

仮決算による中間申告を行う場合に適用することはできますか？

A. 仮決算による中間申告とは、事業年度開始の日から6か月間を1事業年度とみなして仮決算を行い、その仮決算に基づいて中間申告をするものです。当該制度は、仮決算による中間申告の際に適用となります。

Q14

付加価値額の計算における「報酬給与額」と、所得拡大促進税制における「給与等」の違いはありますか？

A. 所得拡大促進税制における「給与等」とは、所得税法 28 条 1 項に規定する給与等をいうため、付加価値額の計算における「報酬給与額」とは異なります。

例えば、「報酬給与額」には含める退職手当や企業年金の掛金等は、「給与等」には含めません。また、所得拡大促進税制の計算対象となる「国内雇用者」において、役員や外国で勤務する従業員が含まれない点や、派遣労働者については派遣元法人の雇用者として含まれるといった点においても、「報酬給与額」と取扱いが異なります。